

前田さん本人訴訟 本日（平成28年4月5日） 控訴！！

本日（平成28年4月5日）、前田さんは、大阪地方裁判所がJ R東海会社のボーナスカットを容認し、前田さんの主張を一切認めず下した不当判決（平成28年3月24日）に対して、怒りをもって大阪高等裁判所に控訴をしました。

平成25年の夏季手当減額の撤回と減額理由を求めて、労働審判の申立を行いました。しかし、会社は、労働審判の中でも、10件の非違行為があったとするだけで、関わった管理者の名前など明らかにする考えはないと主張してきました。

そして前田さんは、ボーナスカット理由とされる非違行為について、すべて5 W 1 H で具体的に明らかにさせるために本裁判で闘うことを決意し、平成26年4月10日の第1回口頭弁論を皮切りに、平成27年12月3日の第9回口頭弁論まで9回に及ぶ口頭弁論が行われ、最終弁論に於いて8名の被告管理者の証人尋問が行われ、原告の前田さんが自ら、反対尋問を行い、現場管理者からの注意・指導などなく、非違行為の事実もないし、すべて現場管理者からの一方的な報告であり、客観的な証拠は何一つないことを、法廷で追及してきました。

しかしながら、大阪地方裁判所は、前田さんの主張を認めず不当判決を下しました。

前田さんの控訴は、同じく平成25年の夏季手当減額の撤回と減額理由を求めて本人訴訟を申立て、大阪地方裁判所から不当判決（平成28年1月25日）を下された竹本さんが、平成28年2月3日に控訴したことに続いての闘いとなります。

私たち大二運分会は、会社からの不当で理不尽なボーナスカットを許さず、これからも、物言える職場環境を取り戻すべく、前田さん、竹本さんを支え、共にさらなる職場からの闘いを強化します。